

## ギャンブル等依存症問題啓発週間の取組について(報告)

## 1 法的根拠

ギャンブル等依存症対策基本法第 10 条により、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設けることとされている。

## 2 期間

毎年5月 14 日から5月 20 日

## 3 今年度のギャンブル等依存症問題啓発週間の取組み(結果)

## 【ギャンブル等依存症問題啓発週間パネル展】

○開催日:令和5年5月 18 日(木)、19 日(金)

○開催場所:道庁本庁舎1階特設展示場 B

○啓発資材の掲示・設置(配布)

・道作成リーフレット(一般向け、若年者向け、アクセスマップ、)

・他部作成リーフレット(多重債務関係(環生))

・その他支援機関リーフレット

(依存症治療拠点機関、相談拠点、法テラス、消費者関係、回復施設、自助グループ等)

・厚生労働省作成リーフレット・ポスター

・のぼり・横断幕

## 【SNS(Twitter、ホームページなど)などを活用した周知広報】

○北海道庁広報ツイッター

広報広聴課に依頼し、北海道庁広報ツイッターで啓発週間について周知

○ホームページ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/gamble/111458.html>)

当課ホームページにて啓発週間について周知

○庁内放送

ギャンブル等依存症問題啓発週間パネル展(令和5年5月 18 日、19 日)について周知

## 【その他】

○厚生労働省作成啓発ポスターの配布

厚労省から送付された啓発ポスターを関係機関へ送付